

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [時間外労働手当](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

### 時間外労働手当

#### 14 時間外労働手当

**Q** 毎月恒常的な残業が数日間ありますが、残業手当（時間外労働手当）は定額で支払われています。法的に問題はないのでしょうか。

#### POINT

- 時間外労働手当の額は、2割5分（1か月60時間超は5割）以上の率で支払わなければなりません。
- 時間外労働手当の計算基礎額からは、家族手当・住宅手当等、臨時に支払われた賃金、1か月を超える期間ごと支払われる賃金が除外されます。
- 時間外労働手当は定額で支払ってもよいが、支払われるべき残業手当額より低くなってはならず、時間外労働手当部分が明確になっていることが必要です。

- A** 1. 割増賃金率  
 労基法37条1項は、法定の労働時間を超えて労働させた場合または休日に労働させた場合に、通常の労働時間または労働日の2割5分以上5割以下の範囲内で政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないとしており、時間外労働の割増賃金は、2割5分（休日労働3割5分）以上（平成22年4月1日から、1か月60時間超は5割以上）とされています（1か月60時間超の時間外労働は労使協定で代替休暇で処理してもよい）。なお、所定労働時間を超えて法定内（1日8時間・1週40時間）で時間外労働をする場合に割増賃金を支払うかどうかは、就業規則の規定に従います。
2. 割増賃金の算定基礎額  
 割増賃金は「通常の労働時間または労働日の賃金の計算額」に対して支払われますから、たとえば月給制では月給を月の所定労働時間数

で割って算出される算定基礎金額に、延長した労働時間数（休日の労働時間数）を乗じて計算します（労基法19条1項）。この算定基礎額からは、①家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当（これらは、名称のいかんを問わず実質的に判断されます）、②臨時に支払われた賃金、③1か月を超える期間ごとに支払われる賃金が除外されます。

3. 法所定の計算方法によらない場合  
 労基法37条は、結果として義務づけた割増賃金の支払いが行われればよいとしたもので、法所定の計算方法をそのまま用いなくてもかまいません。ご相談のように、一定額の手当を支払うことも、法所定の計算による割増賃金を下回らない限り有効です。

ただし、タクシー会社の歩合給に關し、通常の労働時間に当たる部分と時間外労働の割増賃金に当たる部分が明確に分けられていない場合には、割増賃金が支払われたものとするはできないとした判例（高知県観光事件/最判第2小法廷判決平5・6・13）もあり、法所定の計算方法によらない場合にも、割増賃金として法所定の額が支払われているかを判定できるように、割増賃金相当部分とそれ以外の賃金部分を明確に区別しておかなければなりません。

ご相談の場合、まずその定額が時間外労働部分だということが時間計算上も明確になっていることが必要です。次に、毎月の残業時間が変動するものであるような事情を考えれば、その定額が本来支払われるべき割増賃金額を下回ることも懸念され、その場合には直ちに労基法違反が成立しますので、なるべく避けた方がよいでしょう。どうしても定額での支払方法を続けたいなら、予想されるよりも多い残業時間数よりも時間外労働分の金額を多めにしておいて、支払われるべき割増賃金額を下回ることがないようにしておくべきでしょう。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

### お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.